

## 長期休業期間中において学校が実施する業務・研修等（一覧）【概要】

平成30年10月15日  
学校における働き方改革特別部会  
資料8-2

○長期休業期間中において学校が実施する業務・研修等で、法令等、閣議決定、通知、答申、報告書等(国(主に文部科学省)から出されているもの)に根拠があるものが対象

主な根拠	実施の 必要性	業務・研修等の概要	
法令等	任意	弾力的な時間割編成のための長期休業期間中における学習活動	各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、 <u>夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができること。</u>
閣議決定	任意	学校図書館の開館	登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効であること。
通知	任意	教育委員会、学校、教育センター等における研修の実施・支援や、教材研究・教育活動等の実施	長期休業期間中の勤務を要する日は給与上有給の取り扱いとされていることを踏まえ、 <u>本長期休業期間を活用して以下の取組を充実させ、教職員の資質向上や教育活動の一層の充実等に努めること。</u> (一)初任者研修、経験者研修等の教育委員会が行う研修の実施 (二)各学校における計画的な研修の実施 (三)教育センター等における教員の自主的研修の支援 (四)各学校における教材研究、授業研究の実施 (五)児童生徒の実態等に応じた適切な教育活動の実施
		10年経験者研修(中堅教諭等資質向上研修)	10年経験者研修については、 <u>夏季・冬季の長期休業期間等に、20日間程度、教育センター等において研修を実施することを想定していること。</u> なお、これは参考に過ぎず、各々の実情や研修の必要性等に応じて、20日を下回る日数や上回る日数を定めることや、個々の教諭ごとに異なる日数を定めることも可能であること。(※3)
		長期休業期間の前・中・後の自殺予防(※1)	・学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等について、 <u>長期休業期間中においても、登校日、部活動等の機会を捉え、または保護者への連絡、家庭訪問等により継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。</u> ・長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。 ・都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。
		新規高等学校卒業予定者に対する就職支援(※2)	新規高等学校卒業者の推薦開始期日について、 <u>推薦文書の到達が平成30年9月5日(沖縄県については平成30年8月30日)以降となるようにすること。</u> 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成30年7月1日以降とすること。
答申、 報告書 等	任意	初任者研修	初任者研修における研修時間・日数の目安は、校外研修については年間25日間以上(長期休業期間中9日以上)であることを想定していること。 各地域における初任者研修を含めた若手教員に対する研修全体の実施状況等を踏まえ、初任者研修の校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数を弾力的に設定することが考えられること。
		必要な指導時間を確保するための長期休業期間中の家庭訪問や面談等	各学校において、必要な指導時間を確保するための工夫として、 <u>長期休業期間中の家庭訪問や面談等の取組が行われており、これらを参考にしつつ、学校の実態に応じた教育課程の編成をすることが望まれること。</u>
		全国学力・学習状況調査結果の分析及び研修等での活用	全国学力・学習状況調査の結果提供の早期化等を行うことにより、 <u>夏季休業期間なども活用した教育委員会や学校における教育指導の一層の改善充実を図ること。</u>
		全国高等学校総合文化祭の開催	全国高等学校総合文化祭の開催期間を、 <u>原則として毎年8月上旬の1週間程度とすること。</u>
		学校環境衛生基準に基づくネズミ、衛生害虫等の検査	ネズミや衛生害虫等の駆除に際し、児童生徒等の健康及び周辺環境に影響がないように薬剤の残留性等の性質や毒性等特徴をあらかじめ確認した上で、 <u>休日や夏休み等の長期休暇に駆除を行う等の配慮が必要であること。</u>

(※1) 左記と同様の通知を春休み前(平成30年2月)及び冬休み前(平成29年11月)にも発出している。

(※2) 休業期間中に行うべき業務について明示したものではないが、「7月1日 学校への求人申込開始」、「9月5日 企業への応募書類提出開始」であるため、就職支援については実質上休業期間中に行う学校が多いものと考えられる。

(※3) 幼稚園については10日間程度を想定。

## 長期休業期間中において学校が実施する業務・研修等（一覧）【詳細】

○長期休業期間中において学校が実施する業務・研修等で、法令等、閣議決定、通知、答申、報告書等(国(主に文部科学省)から出されているもの)に根拠があるものが対象

番号	研修・業務等の内容	主な根拠 (◆:法令等、◎:閣議決定、○:通知、□:答申、報告書等)	実施の 必要性	想定され ている時 期	備考(関連事項等)
1	弾力的な時間割編成のための長期休業期間中における学習活動	◆小学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第63号) 第1章 総則 第2 教育課程の編成 第3 教育課程の編成における共通的事項 (2) 授業時数等の取扱い ア 各教科等の授業は、年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、 <u>夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。</u> ※中学校学習指導要領・高等学校学習指導要領にも同様の規定あり	任意	長期休業 期間	
2	学校図書館の開館	◎「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成30年4月20日閣議決定) 第4章 子供の読書活動の推進方策 IV 学校等における取組 2 小学校、中学校、高等学校等 (3)学校図書館 ① 学校図書館の役割 (略)さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。  ○平成28年11月29日付け「学校図書館の整備充実について(通知)」 (2)学校図書館の運営 ・学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。	任意	長期休業 期間	
3	教育委員会、学校、教育センター等における研修の実施・支援や、教材研究・教育活動等の実施	○平成14年7月4日付「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について(通知)」 一長期休業期間中の勤務を要する日は、当然のことながら、給与上有給の取り扱いをされていることを踏まえ、 <u>本長期休業期間を活用して、以下のような取組みを充実し、教職員の資質向上や教育活動の一層の充実等に努めること。</u> (一)初任者研修、経験者研修等の教育委員会が行う研修の実施 (二)各学校における計画的な研修の実施 (三)教育センター等における教員の自主的研修の支援 (四)各学校における教材研究、授業研究の実施 (五)児童生徒の実態等に応じた適切な教育活動の実施	任意	夏季休業 期間	

番号	研修・業務等の内容	<p style="text-align: center;">主な根拠 (◆:法令等、◎:閣議決定、○:通知、□:答申、報告書等)</p>	実施の 必要性	想定され ている時 期	備考(関連事項等)
4	10年経験者研修(平成29年度より、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第87号)により中堅教諭等資質向上研修に改められて実施)	<p style="text-align: center;">○平成14年8月8日付「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」 第3 留意事項 2 10年経験者研修の具体的な内容及び方法等 (2) 文部科学省としては、10年経験者研修の概要としては下記のもの想定していること。 1 研修の実施に当たり、事前に、個々の教諭等の能力、適性等を評価し、教諭等ごとに研修計画書を作成すること。 2 夏季・冬季の長期休業期間等に、20日間程度、教育センター等において研修を実施すること。 3 課業期間に、20日間程度、長期休業期間中の研修において修得した知識や経験を基に、主として校内において研修を実施すること。 4 研修終了時に、個々の教員の能力、適性等を再び評価し、その結果を、その後の研修等に活用すること。 なお、 ア 2及び3において、20日間程度としているのは参考にすぎず、各任命権者において、各々の実情や研修の必要性に応じて、20日を下回る日数や上回る日数を定めることや、個々の教諭等ごとに異なる日数を定めることも可能であること。また、幼稚園については、2及び3ともに、10日程度を想定していること。 イ 2の教育センター等における研修は、既存の研修を活用することや、一部を課業期間中に実施することも考えられること。また、研修を実施する場所についても、教育センター以外も考えられること。 ウ 任命権者において、特に、教育センターや学校内においては実施できないような専門的な内容の研修を受講させることが適切であると判断した場合等には、大学、大学院等の授業参加を研修と位置付けことや、民間組織等が開設する研修コース等を活用することも考えられること。</p> <p>(3) 文部科学省として、10年経験者研修の具体的な内容及び方法については下記のもの想定していること。 1 長期休業期間等における研修 ア 教科指導、生徒指導等に関する研修 指導力に優れた教諭等や指導主事を講師として、少人数形式による模擬授業や教材研究、ケーススタディー等を通じた研修を実施 なお、この中には、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に関する研修も含まれること。 イ 適性に応じた得意分野づくり等の選択研修 社会体験研修、情報教育や環境教育、カウンセリング、学習障害、特殊教育等について専門的な研修を実施 2 課業期間における研修 基本的に、学校内において、校長の下、実際の授業実践を通じた授業研究や教材研究、特定課題研究等を通じた研修を実施 なお、1及び2以外にも、学校評価、情報提供や学校運営等の喫緊の課題に関する研修も想定していること。</p> <p>(4) (2)及び(3)については、別紙1及び2を参照されたいこと。なお、文部科学省としては、10年経験者研修の実施期間としては、1年以内を想定していること。</p> <p>○平成29年3月31日付「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等の施行について(通知)」 5 中堅教諭等資質向上研修について留意すべき事項について (1) 各任命権者においては、中堅教諭等資質向上研修が、教員一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、教員等のニーズに応じたものとなるよう、各々の実情に応じて、具体的な研修の内容及び方法、実施期間、場所等に関し、様々な創意工夫を凝らしていただきたいこと。 (2) 中堅教諭等資質向上研修は、一部の限られた教諭等を対象とするものではなく、個々の能力、適性等に応じて、原則として、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有するに至った全ての教諭等を対象に行うものであること。 (3) 教特法第24条第2項に規定する中堅教諭等資質向上研修を受けた者の能力、適性等についての評価及び研修計画書の作成等については、改正前の教特法第24条第1項に規定する10年経験者研修の制定後に通知した内容を踏まえ、各々の実情に応じて、様々な創意工夫を凝らし、有意義な中堅教諭等資質向上研修を実施する上で必要かつ適切な評価及び研修計画書の作成等をしていただきたいこと。</p>	任意	長期休業 期間	
5	長期休業期間の前・中・後の自殺予防	<p>○平成30年6月8日付「児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)」 1. 自殺予防に係る具体的取組について (1) 学校における早期発見に向けた取組 (略)学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。(略) (2) 保護者に対する家庭における見守りの促進 保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。(略)なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校(学級)通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。 (3) 学校内外における集中的な見守り活動 長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。(略)特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。 (4) ネットパトロールの強化 児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。</p>	任意	長期休業 期間	左記と同様の通知を春休み前(平成30年2月)及び冬休み前(平成29年11月)にも発出している。

番号	研修・業務等の内容	<p style="text-align: center;">主な根拠 (◆:法令等、◎:閣議決定、○:通知、□:答申、報告書等)</p>	実施の 必要性	想定され ている時 期	備考(関連事項等)
6	新規高等学校卒業予定者に対する就職支援	<p>○平成30年2月19日付け「平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考会期日等並びに文書募集開始時期等について(通知)」</p> <p>第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等 1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定 (2) 新規高等学校卒業生(新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。)の推薦開始期日については、<u>推薦文書の到達が平成30年9月5日(沖縄県については平成30年8月30日)以降となるようにすること。</u></p> <p>第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い 1 新規高等学校卒業生を対象とする文書募集の取扱い <u>新規高等学校卒業生を対象とする文書募集の開始時期は平成30年7月1日以降とすること。</u></p>	任意	夏季休業 期間	休業期間中に行うべき業務について明示したものではないが、 ・7月1日 学校への求人申込開始 ・9月5日 企業への応募書類提出開始 であるため、就職支援に係る業務については実質上休業期間中に行う学校が多いものと考えられる。
7	初任者研修	<p>□平成14年10月22日開催「平成14年度 初任者研修等研究協議会」 配付資料 資料4</p> <p>校外研修 教育センターが実施 ・月1～2日以上 ・年間25日以上(長期休業期間中9日以上)</p> <p>校内指導教員指導 校内の指導教員を中心に実施 ・週3～4日で3時間以上(年間90時間以上)</p> <p>拠点校指導教員指導 拠点校指導教員が実施 ・週1日以上(1日7時間) ・年間210時間以上</p> <p>○平成30年6月26日付「初任者研修の弾力的実施について(通知)」 1 校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数の弾力的設定 <u>初任者研修における研修時間・日数の目安としては、従前、文部科学省より、校内研修については週10時間以上、年間300時間以上、校外研修については年間25日間以上等を都道府県教育委員会等に対して会議等で周知してきたところである。</u> <u>このことについて、各地域における初任者研修を含めた若手教員に対する研修全体の実施状況等を踏まえ、初任者研修の校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数を弾力的に設定することが考えられること。</u></p>	任意	長期休業 期間	
8	必要な指導時間を確保するための長期休業期間中の家庭訪問や面談等	<p>□「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について(答申)」(平成15年10月7日中央教育審議会)</p> <p>2教育課程を適切に実施するために必要な指導時間の確保 (2)当面の充実・改善方策 2. 必要な指導時間を確保するための工夫</p> <p>各学校においては、各教科等の指導に必要な時間を適切に確保するために行う工夫として、既に週時程・時間割の見直し、短縮授業の見直し、国で定める基準としての35週以上にわたる授業の計画、長期休業期間中の家庭訪問や面談等、それぞれの時期にふさわしい学校行事の実施等、創意工夫を生かした教育課程編成の様々な取組が行われている。今後とも、これらを参考としつつ、<u>学校の実態に応じた教育課程の編成を行うことが望まれる。</u></p> <p>また、長期休業日の増減や二学期制等の学期区分の工夫等については、全国一律に実施する性格のものではなく、各教育委員会等の取組にゆだねるべき事柄である。各教育委員会がこれらの工夫を検討する場合であっても、地域社会や学校の実態等を踏まえた教育課程の編成を行う観点から、既に導入している地域や学校の実施状況等を参考にしつつ、それぞれの教育方針に基づいてその教育的効果等を十分研究することが重要である。</p> <p>その際、検討に当たっては、<u>長期休業期間が、地域社会における子どもたちの体験活動や家庭教育の充実に果たしている役割、長期休業期間中に学校部活動の各種大会等が数多く行われている実態、児童生徒や教職員への過度の負担を与えないための環境整備等の状況等についても考慮することが大切である。</u></p>	任意	長期休業 期間	
9	全国学力・学習状況調査結果の分析及び研修等での活用	<p>□全国的な学力調査に関する専門家会議(第2回) 配付資料 参考資料「平成30年度以降の全国学力・学習状況調査について」</p> <p>平成30年度調査から、全国学力・学習状況調査の結果提供の早期化等を行うことにより、<u>夏季休業期間なども活用した教育委員会や学校における教育指導の一層の改善・充実に図る。</u></p>	任意	夏季休業 期間	

番号	研修・業務等の内容	<p style="text-align: center;">主な根拠 (◆:法令等、◎:閣議決定、○:通知、□:答申、報告書等)</p>	実施の 必要性	想定され ている時 期	備考(関連事項等)
10	全国高等学校総合文化祭の開催	<input type="checkbox"/> 全国高等学校総合文化祭開催要綱(平成14年4月1日文化庁長官決定) (開催期間) 第4 原則として毎年8月上旬の1週間程度とする。	任意	夏季休業 期間	
11	学校環境衛生基準に基づくネズミ、衛生害虫等の検査	<input type="checkbox"/> 「学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践[平成30年度改訂版]」(平成30年6月) 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準 2 ネズミ、衛生害虫等 (4) ネズミ、衛生害虫等 C 事後措置 駆除に際しては対象となるネズミ、衛生害虫等の習性等をよく見極め、安易に薬剤による駆除を行わないこと。薬剤による駆除を実施せざるを得ない場合は、ネズミ、衛生害虫の駆除に当たっては「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(医薬品医療機器法)の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を使用し、樹木等の病害虫の駆除に当たっては「農薬取締法」の登録を受けた農薬を使用すること。児童生徒等の健康及び周辺環境に影響がないように薬剤の残留性等の性質や毒性等特徴をあらかじめ確認した上で、休日や夏休み等の長期休暇に駆除を行う等の配慮が必要である。	任意	長期休業 期間	

必須  
任意  
その他